

第3期岡崎市市民協働推進計画(案)に対する意見と市の考え方

募集期間: 令和3年1月6日(水)から令和3年2月8日(月)まで 提出者: 5名 意見数: 22件

No.	意見等の分類	頁	提出された意見	市の考え方	件数
1	第3章 本市における現状と課題に関する意見	10, 11	タイトルが「本市における現状と課題」とありますが、現状を羅列しているだけのようには見えません。現状を分析した上で「〇〇が課題といえる」といった指摘が必要ではないでしょうか。	第3章の中で、各施策ごとに現状の取組状況やアンケート調査結果及び分析結果を記載しており、課題については、分析結果の中に含まれております。	1
2	第3章 本市における現状と課題に関する意見	10	2 市民協働の担い手の現状について、 ①市民活動団体数の新規登録団体と廃止団体の数がわかるようにすべきではないでしょうか。 ②新規登録団体と廃止団体の分析(廃止団体の要因分析、新規団体からみられる新しい市民ニーズの状況分析)をいれるべきではないでしょうか。 ③登録要件により新規登録団体数が伸びにくい現状がある説明等をいれるべきではないでしょうか。	①過去5年度分の新規登録団体と廃止団体の数をわかるように表記いたします。 ②平成29年度～令和元年度に廃止をした団体の主な廃止理由と新規登録した市民活動団体の活動分野(上位5分野)を掲載いたします。 ③新規登録団体数は年度でばらつきがあり、登録要件によって新規登録団体が伸びにくいとは限定できないと考えております。	1
3	第3章 本市における現状と課題に関する意見	12	第2期計画期市民協働推進計画の評価・分析において「市民活動団体アンケート」と「町内会アンケート」の結果が参照されています。少なくとも、このアンケートの有効性を示すようなデータ、例えば、アンケートを配布した数や回収率、回答数を明示する、という工夫が必要だと思います。	「市民活動団体アンケート」と「町内会アンケート」の配布数等をP44(資料編)に記載し、ご指摘いただいたようにアンケートの有効性を示すようにいたします。	1
4	第3章 本市における現状と課題に関する意見	14	P14で、市が行う市民活動団体への支援に「活動場所の提供」「広報の支援」等への期待が高いと書かれています。市民活動の活性化に向けて、これからもよりよい支援の方策を検討してほしいです。	これからも市民活動を活性化、定着化させていくため、P36「基本施策5 No.35③行政的支援及び施策の研究」に「市民活動団体への活動場所の提供等、活性化につながる支援策を検討します。」と記載いたします。	1
5	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	23	基本施策2「中間支援NPOによる支援」とありますが、市民活動の中間支援は、NPO以外の団体もありますので、「中間支援組織による支援」としてはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、NPO以外にも市民活動を中間支援する組織があることから、「中間支援組織による支援」と修正いたします。合わせて関連するページの表記も修正いたします。	1
6	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	28	基本施策1の指標、メールマガジンの登録件数が256件(現状値)→500件(目標値)となっていますが、倍増を目指す根拠は記載が無く、今後多様な広報媒体が増えてくることから、目標値は300~400件程度にしておいてはいかがでしょうか?	現在、メールマガジンの配信先は市民活動団体が登録時に希望したメールアドレスのみとなっております。今後は市民や事業者等、広く希望者のメールアドレスも登録できるようにすることでより多くのかたに市民活動に関する情報をお届けできるよう取り組んでまいります。	2
7	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	28	基本施策1の指標について、メールマガジンの登録件数は新規市民活動団体登録時の申請書類に記載されるメールアドレス、あるいは変更届にあるメールアドレスにより登録されていると思われますが、どのように登録件数を増やすことを想定しているのでしょうか?		
8	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	28	基本施策1(1)No.1 ①多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信について、「市民活動センターと地域交流センターが連携して、他地域と情報を共有して情報紙を発行します」とありますが、情報紙に限らず幅広い媒体で発信する意味合いで、「市民活動センターと地域交流センターが連携して、他地域と情報を共有して情報を発信します」としてはいかがでしょうか?	情報誌に限らない幅広い媒体での発信については、「市民活動情報ひろばや多様な情報ツールを活用し、・・・」で触れております。そのため、ご指摘の部分についてはそのままの表現とし、今後も情報の発信に取り組んでまいります。	1
9	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	28	基本施策1(1)No.2 ②市民活動メールマガジンの充実において、情報の収集と発信で「メールマガジン」に力点があるように見えます。(他市町村の市民活動支援にいくつか関わっている身として 註1)近年の動向から考えると、もう少し幅広いメディア、SNS(LINE、Twitter、インスタ、Facebook等)活用に視野を広げる例が一般的だと思います。このため、市民活動の発信ツールに関して広がりを持たせるか、あえてメルマガにこだわるのであれば、その意図を記載いただくのが良いのでは、と思いました。	本市ではこれまで、市民活動団体に対し、メールマガジンを中心に活用して市民活動に関する情報提供を行ってまいりました。今後も継続して活用していく予定ですので、情報発信ツールの代表的なものとして事業を進めてまいります。ご指摘のとおり、発信ツールに広がりを持たせるようにメールマガジンだけでなく、P28 No.1にも記載いたしましたが、多様な情報ツールを活用してまいります。	1
10	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	29	基本施策1(2)No.4 ②市民活動拠点施設のイベント等を活用した市民活動団体情報の発信において、市民活動センターおよび地域交流センター全ての施設において、イベントやパネル展等で市民活動団体の紹介がされるようになるのでしょうか?	市民活動センターや地域交流センターではパネル等により市民活動団体を紹介しております。今後も継続してイベントやパネル展示等で市民活動団体の紹介を行い、市民活動の理解と参加へのきっかけづくりとしてまいります。	1
11	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	29	基本施策1(3)No.5 他の市民活動支援機関との連携・情報共有において、「社協、Oka-Biz、りた等と引き続き情報共有を行い・・・」と個別の団体名があげられています。その他の団体も関わっていくことも想定されませんかでしょうか?	他の市民活動支援機関との連携・情報共有では、ご指摘のとおりその他の団体も関わっていくことも想定されるため、「(3)・・・社会福祉協議会ボランティアセンター、産業支援機関、中間支援組織等と連携、情報共有し、・・・」、No.5「社会福祉協議会ボランティアセンター産業支援機関、中間支援組織等と引き続き・・・」と修正いたします。	1
12	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	30, 35	基本施策2、基本施策4の成果指標 ボランティアマッチング件数が、P30とP35の成果指標欄に取り上げられていますが、一方は3回、一方は2,987件(現状値)となっています。	ボランティアマッチング件数は、「現状値2,987件」「目標値3,150件」が正しい値であり、修正いたします。	1

No.	意見等の分類	頁	提出された意見	市の考え方	件数
13	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	30	基本施策2(1)No.6 ①市民公益活動に対する助成制度の継続実施について、「市民公益活動事業費補助金」の採択団体には、「お金」の支援のみとなっていますが、公益性や社会的インパクトを高めたり、補助金終了後の自立化のためのノウハウ提供や事業化の相談など、よりきめ細かい支援メニューを設けることで、補助金の効果が高まると思われます。また、補助金を受けた団体の事後フォローや事後評価を行い、先輩団体から活動ノウハウや課題などのフィードバックをしてもらったり、相互に学びあったり、支援しあう関係づくりの場があると、より補助金の効果が高まるのではないのでしょうか。	市民公益活動事業費補助金の申請・採択に関わらず、市民活動団体には、中間支援組織による情報発信支援や産業支援機関によるビジネスサポート等を紹介し、それぞれの専門家の支援へと繋げてまいります。今後もよりよい支援となるよう継続して取り組むとともに、公益活動事業費補助金の成果報告の際には、これまでと同様に市民や他の団体等への情報提供及び繋がるように支援してまいります。	1
14	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	32	基本施策2(4)No.15 中間支援組織による市民活動支援において、協働事業の実施場所を「地域交流センター等で」と限定しているのが気になりました。	「等」があるように、市民活動の拠点施設である地域交流センターをその一例として示したものであり、事業の実施場所を限定するものとしては考えてはおりません。	1
15	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	32	基本施策2(5)No.16 ①市民活動団体登録制度の継続実施及びNo.17 ②市民活動団体の公益活動の促進において、市民活動団体は一度登録されたら、公益活動報告書の提出を怠らなければ、登録を解除されることはありません。運転免許と同様に、数年に一度公益活動に関する研修機会を設け、免許更新制にすることで、公益活動の促進に寄与するのではないかと思われます。(活動の公益性の有無を判断するのではなく、公益性の維持・向上を意図するものです。)	市民活動は、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動です。市民が自発的に行う活動であり、毎年度公益活動報告書を提出いただくことで、団体自らが公益性を意識してもらえるようにしております。合わせて、P31「基本施策2(2)No.10 ①市民活動団体のマネジメント強化研修」において、公益活動に関する意識を高めるセミナーや情報発信も行っております。	1
16	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	34	基本施策3(2)No.24 ④町内会活動研修会の実施について、「町内会活動の手引き」に関する意見です。①個別の町内会でできないことが増えてきている現実、②今後、10年、15年で町内会を巡る環境の更なる悪化(前期高齢者の減少)が予測される現状があります。これを踏まえると、私は今まで通りの町内会活動にとどまらない、新しい発想が重要と思えます。	よりよい町内会支援ができるよう、先進事例などを研究し「町内会活動の手引き」更新の際の参考にさせていただきます。	1
17	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	34	基本施策3(3)No.26 「市民協働コーディネーター機能の充実」とありますが、市民協働コーディネーターとはどういう業務を担えるスキルをもった人(機能)であるのか、定義を明示しておく方がいいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり定義を、「市民協働コーディネーターとは、市民活動の相談、市民活動ボランティアへのサポート、各種助成金などの情報提供、他団体との協働・連携を希望する団体の仲介など、市民活動団体をサポートする役割を持っています。」と記載いたします。	1
18	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	35	基本施策4の成果指標 地域交流センター利用率について、地域交流センター利用率が56%(現状値)→60%(目標値)となっていますが、現状においても利用者の声として「空室がなく、予約がなかなか取れない」が多いように思います。利用率は現状程度を維持し、市民活動の相談件数や協働した結果得られた成果を指標にしていける方がいいのではないのでしょうか。	地域交流センターは市民活動の拠点施設として現状でも多くのかたに施設の利用をいただいております。多くの方に利用していただくことで、市民活動への参加及び活性化につながると思え目標指標といたしました。また、P36「基本施策5 No.35③行政的支援及び施策の研究」に「市民活動団体への活動場所の提供等、活性化につながる支援策を検討します。」と記載し、活動の支援に取り組んでまいります。	1
19	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	36	基本施策5(1)No.34 ②市民協働事業(行政提案)の継続実施及び運用改善について、過去には市民提案の市民協働事業が存在しましたが、現在は行政提案のみの実施となっています。また、No.35にある市民協働事例集には、一部市民提案による協働事業も見受けられますが、市民協働の理念として謳われている「市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支えあい、分かち合いの相互の関係を持ち」という考え方に基くならば、市民提案型の市民協働事業を募集したり、推進したりする仕組みが必要と思われま。	これまでも、市民提案型も含めて、随時市民協働事業を実施しており、市民協働事例集等に掲載しております。また、市民協働推進課に市民活動団体等からいただいた提案は、それぞれのテーマに応じて担当部署との橋渡しを行っております。今後も市民提案型の市民協働事業については、適宜それぞれのテーマに応じて担当部署を紹介してまいります。	1
20	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	36	基本施策5(1)No.36 ④市民協働事例集の作成において、本事例集に掲載されている事例の多くは、行政が市民団体等に委託する事業、つまり行政が主導する協働事業と見受けられます。これら以外に行政が介在しなくとも行われている社会的・公益的活動・事業も市内には多く存在します。No.19「③事業者との連携」にも記されていますが、市民の協働事業を顕彰・啓発するためにも、そうした社会的・公益的活動・事業も積極的に取り上げられることを期待します。	市民協働事例集は市民活動団体等が行政と協働している行政提案、協働相手提案及び双方提案のそれぞれの事例を紹介するもので、市の各部署からの情報を毎年更新しております。今後もより多くの協働が実施され、掲載できるよう、各部署へ働きかけをしてまいります。また、いただいた意見を参考に、行政が介在しない事例については、市民活動センターや地域交流センターで事例の収集や情報誌での啓発を行ってまいります。	1
21	第4章 第3期の市民協働推進施策の展開に関する意見	38~40	基本施策6全般について、町内会活動をはじめ、社会教育活動や地域福祉活動などは、いずれも担い手不足だけでなく、任期による交替でノウハウが蓄積されなかったり、引継・継続で手一杯で役員の担い手が減る中、継続の是非を検討したり、活動の軌道修正が構造的に困難であることに課題があると思われま。例えば、総務省が推進する「小規模多機能自治」が実践されている地域では、良い事例を共有したり、住民アンケートを行い課題の把握と同時に担い手の発掘を図ったり、同様の課題を抱える自治会や団体同士が行政と共に解決策を検討するなどの協働の取り組みがなされています。岡崎市も、そうした課題に取り組む自治会や団体同士が情報交換する「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」に加入することで、地域活動支援施策の先進的取り組みに関する有益な情報が得られるかと思われまが、いかがでしょうか。	市民とともに地域の課題解決を図る体制の構築を進めるため、今後も「(5)支援体制の強化 No.56 ①多様な主体との連携強化」において、多様な主体が持つ情報を積極的に収集し、町内会等に提供してまいります。	1
22	計画全体に対する意見		市民の組織化を求めるような内容となっています。	本計画は市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するためのものです。市民の組織化を求める意図はございません。	1